介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）	第四十二条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設サービス計画の保存
（略）	（略）

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第十七条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設サービス計画の作成

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第十七条第八項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設サービス計画の交付

表二　（略）

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三十二条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第三条の三　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

一　訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

二～四　（略）

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第三条の十四　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

改　正　前

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第三条の三　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

一　訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

二～四　（略）

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第三条の十四　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（新設）	（新設）
（略）	（略）

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
（新設）	（新設）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）
（新設）	（新設）

表二　（略）